



EAST JAPAN HOUSING EVALUATION CENTER



株式会社 東日本住宅評価センター



株式会社 東日本住宅評価センター

# 私たちは社会的責任を自覚し、 公正・中立な事業活動を通じ、 安全・安心な住まいづくりに貢献します。

東日本住宅評価センターの強みは人です。ひとりひとりが専門家でありチームを支える組織です。  
お客様の最良パートナーとして「正確・迅速・親切」をモットーにお客様のお役立ちを実現します。



この想いを当社のロゴマークに込めました。

人間生活にとってもっとも関わりあいの深い住宅について、環境と社会との調和、地球・大地・環境を意味するブルーの正円、会社のバックボーンである確実性・信頼性をその内側の4辺が同一である正方形、適正な評価をする「目」Evaluation(評価)の頭文字Eをシンボル化したグリーンの楕円で表しています。

## ご挨拶



東日本住宅評価センターは、2000年の会社創立以来、公正・中立な立場での「正確、迅速、親切」な審査・検査を通して、安全で安心な住まいづくりに貢献することを最大の使命として、企業の社会的責任を果たすべく業務に取り組んでおります。新築住宅の建築確認検査、住宅性能評価をはじめ、BELS、長期優良住宅などの業務に加えて、既存住宅においてもインスペクション、法12条定期報告など幅広い業務を行い、お客さまから高いご信頼とご支持をいただいております、おかげ様を持ちまして、業務の取扱い実績は業界トップレベルにあります。

最近では住宅業界におけるカーボンニュートラルへの動きに伴い、省エネルギー関連業務の重要性が増す傾向にあり、幅広い専門性ととも審査・検査の効率性も求められています。

こうした社会やお客さまのニーズの変化に的確に対応し、すべての業務において、正確、迅速、親切で質の高いサービスをご提供することにより「お客さまから信頼され、末永くお取引いただける会社」となるように社員一同努力してまいりますので、何卒ご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

株式会社東日本住宅評価センター

代表取締役社長 **辻 克巳**

## 会社概要

商号 株式会社 東日本住宅評価センター

本店所在地 〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4-33-5 TG鶴見ビル5階

TEL 045-503-3801(代表)

## 主な事業内容

当社は平成12年の設立以来、東日本エリアにおける新築戸建て住宅・共同住宅を中心に確認検査業務、性能評価業務等を行ってきました。住まいに特化したトップクラスの実績を持つ、プロフェッショナル集団として、蓄積した豊富なノウハウを活かし、計画段階での相談はじめ、ご満足いただける品質の高いサービスをご提供いたします。

## 事業案内

### ●建築物の確認・検査業務

当社は、「建築基準法」に基づき国土交通大臣の指定を受けた「確認検査機関」です。  
建築物・建築設備・工作物の確認業務、検査業務及び、仮使用認定業務を「建築基準法」に基づき実施し、「確認済証」、「検査済証」、「仮使用認定通知書」を交付します。

### ●住宅性能評価業務

当社は「品質確保の促進等に関する法律」に基づき住宅の性能評価を行う登録住宅性能評価機関です。  
耐震や温熱、および劣化対策や維持管理対策などの住宅性能について、国土交通大臣が定める「日本住宅性能表示基準」「評価方法基準」に基づき評価を行い、「住宅性能評価書」を交付いたします。

### ●住宅瑕疵担保保険業務

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(住宅瑕疵担保履行法)に基づく指定保険法人からの検査業務を受託しています。

### ●長期優良住宅技術的審査

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定基準への適合に関する「長期優良住宅建築計画に係る技術的審査」を行います。

### ●フラット35等適合証明業務

フラット35の融資に必要な適合証明業務を行います。住宅金融支援機構の定める技術基準への適合を確認し、「証明書」を交付いたします。

### ●インスペクション業務

既存住宅状況調査方法基準(平成29年国土交通省告示第82号)に基づくインスペクション(既存住宅状況調査)業務を行います。

### ●省エネ関連業務

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」に基づき、当機関では性能向上計画(法30条)及び、認定表示(法36条)に係る所管行政庁による認定に先立ち、「技術的審査」を行い適合証を交付します。

### ●BELS業務

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」第7条に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関として「BELS(ベルス)」の評価業務を行い評価書を交付します。

### ●法12条定期報告に係る調査・検査

建築基準法第12条に定める定期報告として一定の条件を満たす建築物の所有者・管理者は①専門技術を有する資格者に建築物等の調査・検査させ②その結果を特定行政庁に報告する義務があります。

### ●建築基準法適合調査

建築基準法適合状況調査とは国土交通省「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、調査を行い法適合状況等について報告書を交付する業務です。

